

年金審査課

1. 概要

年金に加入していた期間や保険料の納付など、国が管理する年金記録が事実と異なると思われる方は、年金記録の訂正請求を行うことができます。

東海北陸厚生局では、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に係る年金記録の訂正請求事案の調査や東海北陸地方年金記録訂正審議会への答申に基づき、年金記録の訂正・不訂正を決定しています。

～東海北陸地方年金記録訂正審議会とは～

年金記録の訂正請求事案のうち、東海北陸管内の年金事務所で直ちに訂正できなかった請求事案について、中立的な立場で審議し、公平・公正な判断を行うために東海北陸厚生局に設置された、弁護士、税理士、社会保険労務士、行政書士等の有識者で構成される会議です。

東海北陸地方年金記録訂正審議会の下には、複数の部会が設置され、一つ一つの請求事案について、公平かつ公正に年金記録を訂正すべきかどうかを審議します。

2. 実績

(1) 訂正請求受付状況 (単位：件)

国民年金	20
厚生年金保険	381(0)
計	401(0)

(2) 処理状況 (単位：件)

	処理件数	東海北陸厚生局で処理				日本年金機構で記録訂正	取下げ等
			訂正決定	不訂正決定	請求却下		
国民年金	22	19	2	17	0	0	3
厚生年金保険	377(1)	51	28	23	0	301	25(1)
合 計	399(1)	70	30	40	0	301	28(1)

※(1)訂正請求受付状況及び(2)処理状況の()内は、脱退手当金の件数を再掲したものです。